

性感染症に関する特定感染症予防指針の改正(概要)(案)

○「性感染症に関する特定感染症予防指針」は、総合的に予防のための施策を推進するため、感染症法（第11条第1項）の規定に基づいて定められている。

指針の対象疾患：性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症

○前回の改正（平成18年11月）から5年が経過するため、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会「エイズ・性感染症ワーキンググループ」において検討を行い、改正案をとりまとめ。

改正のポイント

1. 発生の予防・まん延の防止

- コンドームによる予防に加え、コンドーム以外の予防方法等に関する情報提供を推進
 - ・ワクチンで「尖圭コンジローマ」を予防できることについての情報提供を推進
 - ・コンドームだけでは防げない性感染症があることや正しい使い方等具体的情報の普及啓発を推進
- より精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・性器クラミジア感染症・淋菌感染症について、精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・簡便な尿検査により病原体検査を実施できることを明記
- 個人の実情・心情等に配慮した普及啓発等の実施
 - ・感染者のパートナーの意向を尊重して情報提供や支援を実施することを明記
 - ・犯罪被害者支援、緊急避妊のための診療の場での総合的な支援の必要性を明記

2. 医療の提供

- 学会等と連携した医療の質向上の取り組みの推進
 - ・性感染症の専門家養成のための教育・研修機会の確保を推進
 - ・標準的な診断や治療の指針等について積極的に情報提供・普及を推進
- 医療へのアクセスの向上
 - ・若年者等が受診しやすい医療体制の整備や、検査から受診につながる環境づくりを促進
 - ・検査や治療について分かりやすい情報提供の実施

3. 情報収集・調査研究

- 発生動向のよりの確な把握のため、指定届出機関（定点）の指定の基準づくりを実施
- 性感染症のリスクに関する意識や行動についての調査を実施